

申請枠区分

通常枠

申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人日本国際交流センター

団体代表者 役職・氏名

代表理事 狩野功

分類

法人番号

1010405009378

団体コード

申請団体の住所

東京都港区赤坂1丁目1番12号明産溜池ビル7階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請する

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】
特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	秋元義孝	構成団体

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
申請資格要件について確認しました
(2)公正な事業実施について
公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）
情報公開について確認しました
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
兼職がないことを確認しました

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

コンソーシアムに関する誓約欄の内容について誓約します

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	地域の変化に対応できる支援体制作り		
	事業名(副)	課題発生を予防し、共に暮らす地域に向けて		
	団体名	公益財団法人日本国際交流センター	コンソーシアムの有無	あり
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2				
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	労働人口が減少している日本において、長期的に日本を志向し生活する在留外国人の自律的な生活支援

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。	身分に基づく外国人等の定住性の高い外国人の間接雇用の高さやリーマンショックやパンデミックなどによる経済不況下での雇止めなどの経済的不安定性、外国人が多く就労する分野における賃金格差、災害時・復興時における情報不足・サービスの制限など、外国人住民が脆弱な状況におかれやすく、自律的な生活を営むことが困難である。
10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	在留資格・言語能力・宗教・文化などによって公的サービス・制度へのアクセスや活用に制限があり、学習機会や経済機会の獲得に不平等が生じている。
3.すべての人に健康と福祉を	3.8 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成する。	外国人住民は社会保障制度への加入等の制約により、保健医療サービスへのアクセスが制限されたり、高額な医療費を負担したりするなど健康と福祉の保障の仕組みが不十分である。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	190/200字
<p>(公財)日本国際交流センター(JCIE)は、民間レベルでの政策対話と国際協力を推進する公益法人である。日本における民間外交のパイオニアとして、1970年の設立以来、非政府・非営利の立場から、グローバルな相互理解や協力を実現するためには、政府による外交だけではなく、民間レベルでの強固なネットワークが不可欠との信条のもと、「国境を越えた対話のカタリスト(触媒)」として活動している。</p>	
(2)団体の概要・活動・業務	166/200字
<p>JCIEは、日本における民間外交のパイオニアとして、1970年の設立以来、非政府・非営利の立場から、東京とニューヨークを拠点に、人間の安全保障の視座のもと、外交・安全保障、民主主義の擁護、グローバルヘルス(国際保健)、グローバルな人の移動、女性のエンパワメントなど、多角的なテーマで国際交流や政策対話・政策提言活動に取り組んでいる。</p>	

II.事業概要

					国外活動の有無	○	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国(事業実施のうち、下記地域を優先地域とする。:北海道、北関東、東海、中国・四国、九州・沖縄)	本事業における、不動産(土地・建物)購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入(建物新築含む)は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	下記対象地域内(優先地域あり)のグループ。 ①外国ルーツを持つ方及び家族(言語、生活、仕事、教育などで課題を抱えやすい脆弱層)と彼らに対して支援・サービスを行う民間公益活動団体 ②外国人住民を対象に言語・生活支援や情報提供、相談を行う民間公益活動団体が当該地域にて課題解決のために連携・協力を強化したいステークホルダー					(人数)	①対象地域にて外国ルーツ住民支援活動を行う団体(5~6団体)と、それらの団体が活動する当該地域の外国ルーツ住民最大約15万人(優先地域における日本への流入増加率の高い出身国の人口総計) ②30~36団体(②の想定支援活動数に対して、支援事業を実施する都道府県行政機関、市町村行政機関、教育委員会・学校、社会福祉協議会等の公的性格を持つ支援・サービス機関、民間公益活動団体、企業の6系統の組織分類を掛けた数)	追記あり
最終受益者	①最終受益者:事業実施地域で定着・定住するうえで障壁に直面しやすい外国ルーツ住民(特に、近年急増し、コミュニティ・支援手法が整っていない出身国の方:インドネシア、ミャンマー、ネパール、スリランカ、バングラディシュ等) ②中間受益者:対象地域にて外国人住民支援にかかわる団体・人(自治体、教育委員会・学校、社会協議会などの公的性格を持つサービス・支援機関、町内会等の地域コミュニティ、地域の民間公益活動団体、外国人を雇用している企業・業界団体)					(人数)	①約3,000人(事業実施地域のターゲット層の数の5%を目安とした、事業実施により直接支援等が届けられる外国ルーツ住民の数。) ②10~12団体(事業実施地域毎に、連携・協力の優先度上位2系統の組織分類と想定)	
事業概要	JCIEは、(特活)ジャパン・プラットフォーム(以下、JPF)と連携し、現在390万人を超える在留外国人のうち、セーフティネット等公私の支援が乏しい層に対して、コロナ禍や景気低迷による生活困難・孤立に対応する支援体制のモデルケースづくりを進めてきた。とりわけ、公的・民間資金及び人材が極めて限定的であることから、大都市部に拠点をもち支援・連携実績のある団体によるアウトリーチ、出身国や在留資格等に応じた支援等の支援手法のプロトタイプづくりを行い、特徴に応じた支援手法や担い手の発掘といった成果が得られた。 一方で、外国人人口の急激かつ継続的な流入による増加は、大都市部にどまらず、地方都市でも顕著で支援基盤が脆弱であるがゆえに増加に伴う地域の課題・悩みが顕在化されつつある。このような変化は外国人の入国に際しての情報・準備や入国後の支援・接点の不足により、日本社会はもとより本人も生活上の課題等の早期解決が困難な状況をより多くの地域にて固定化させるリストを高める。 こうした外国人住民の急増とそれによる課題の地理的分散加速に対して、①支援手法の移転:変化が著しい出身国・地域に対する支援手法の活用・発展、②課題予防的支援の開発:外国人住民の自助力向上のための支援手法の開発、③支援リソース間の連携:課題に沿ったリソース間の連携による地域支援力の向上、を行い地域の課題総量の減少を目指す。							見直し
596/600字								

III.事業の背景・課題

(1)社会課題 ■在留外国人の新たな傾向 在留外国人が390万人を超え外国人のプレゼンスは高まっているが、コロナ禍以降の外国人の急増には地域、在留資格、出身国等の特徴がみられる。これまで大都市部及び工業地域を中心に集住する傾向があったが、コロナ禍以降は外国人が少なく技能実習生が多いとされる地方都市で増加率が顕著で、それらの地域と大都市周辺で定住性の高い在留資格とインドネシア、ミャンマー等の出身者の増加が目立つ。 ■新たな傾向が求めるものとそのギャップ 新たな傾向はその変化への対応を地域社会に求めるものとなる。例えば、一時的な労働者として個別の企業・行政が対応すれば済んだ受入れから、地域への定着を見据えてキャリアアップも含めた長期雇用や教育・生活環境の整備、地域への参画に取り組み必要がある。外国人住民も定住・定着に向けて仕事・生活の場で現状の能力以上の日本語力やスキル、生活に必要な情報量が求められる。 しかし、地方都市は外国人を時限的存在と位置付けられてきたがゆえに官民とも支援体制が脆弱である。急増する出身国も多言語情報・相談の対象外であったり、非漢字圏であったり、エスニックコミュニティの形成が進んでいなかったりと、本人は情報取得や支援・サービスの活用上、困難に直面しやすい。なお、出身国からの家族の呼び寄せでは家族の日本での生活適応能力は未開発の状態と考えられる。 地域側、外国人住民側両方に存在するギャップは、既に一部の地域ではトラブル・不安として現れるなど相互に課題を感じやすくさせ、今後摩擦、差別、排斥、孤立などへつながる恐れがある。 ■課題を解決する仕組みの不足 外国人の受入れに比べて彼らが日本で生活基盤を築くための法制度・施策の整備が大幅に遅れており、限られた地域・民間支援団体により支援が行われている現状がある。外国人の生活・就労上の課題は個人の課題として捉えられる向きがあり、課題の発生を防ぐ、早期に解決するといったその前後の対応には目が向かなかった。 一方で、公共機関、特に地方都市では課題感を抱きつつも、支援方法や実務を行う人材がいない中、成果が描けないがゆえに支援を予算化できない状況がある。支援者も同じ課題を抱える人口の増加を予想するものの、人口流入と比すと支援力が不足し支援者を増やす手立てがない中、効果的なリーチアウトや他分野との連携等による支援の効率化が必要となっている。	1001/1000字
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況 政府は、外国人渡航者の増加、外国人労働者の受け入れ推進のために2019年出入国在留管理庁を新設し、在留者を生活者として支援する施策の準備を行っている。一部の地方自治体においては独自の支援策等を検討、実施しているが、本事業に対する予算の限度や一般施策との連結、担い手・受け皿の不足等の困難さから、課題把握途上であり、その支援能力は不足している状況と考えられる。	179/200字
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況 これまで対処療法的であった支援手法や課題分析について、①アウトリーチを含めた支援手法開発、②官民の外国人支援の視点の違いや情報の共有などを開始し、効果が図れる支援策の策定や長期的な視点に立った官民の政策課題の共通理解を図る下地作りを行ってきた。一方、国・自治体や海外の財団を含めた資金調達なども着手したが、2025年に入り日本社会における外国人をめぐる急速な変化や人道支援環境の冷込みに直面している。	200/200字
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 日本の総人口に占める外国人比率が早ければ2040年に10%を超えるとの見通しがある中、新規入国者及びそれまでに累積した課題に今後直面することが予想される。景気・社会情勢に左右されやすい本課題は、国内外の急速な人道支援環境の変化により当該分野への官民両方における資金投入が難しい状態にある。そのため、新しい公共領域の対応に資する休眠預金による課題と成果の可視化が課題解決のための構造化が必要と考える。	199/200字

ここまで着手

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム 長期アウトカム 日本に暮らす外国人にルーツを持つ人々を包摂する社会的システムが整備され、彼らが地域との関わりを持ちながら、経済社会的に自立し、安心安定した生活を送ることができる社会 中期アウトカム ・受益者：外国人住民が悩み・課題を感じた際に速やかに地域の資源を活用し、適切な支援・サービスにより課題の改善・解決を図っていけるようになっている。 ・対象地域：地域に暮らす外国人住民に対して、外国人特有の課題を含め行政や民間団体の連携によるアウトリーチ手法や自立支援策が講じられている状態になっている。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
■支援手法の移転及び実施：当該地域で提供される支援サービスの質・量が定型化されている。		新たな支援手法の導入状況及びその効果 ①リーチアウトにより新たに支援につながった人（属性分析） ②相談対応領域の変化 ③公的・民間支援につながった案件の変化		① 0 ②支援開始時に測定 ③支援開始時に測定			①実行団体設定のターゲット層が全受益者の50%以上を占める。 ②実行団体の目標領域が達成されている。 ③前年対比1.5倍以上増加している。
■支援手法の開発：当該地域及びターゲット層を中心に、課題の構造、課題発生を防ぐ要素が整理され、適切な介入時期・方法がマニュアル化されている。		マニュアルの作成状況		①未作成			②実行団体設定のターゲット層に対するマニュアルが作成されている。
■支援制度の改良：適応される支援手法が地域の実情や当該地における支援実績に基づき、制度提案・連携案件につながっている。		新規又は改善に基づく取り組みの状況 ①ターゲットステークホルダーとの協議状況		①支援開始時に測定			①実行団体設定のターゲットステークホルダーと具体的に事業・活動の実施体制・方法が議論されている。
■受益者の課題の改善：当該地域で支援につながった、地域社会と接点が作られたターゲット層を中心に課題の予防、早期解決が図られている。		ターゲット層の課題改善状況の変化 ①支援・サービスを受けた課題の改善状況、 ②悩み・課題の相談タイミング ③頼れる社会資源の変化		①支援開始時に個別に測定 ②支援開始時に個別に測定 ③支援開始時に個別に測定			①、②、③：対象受益者の7割以上においてポジティブな変化が見られる。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体の支援能力の向上や組織基盤整備が適切に行われている。		①支援手法の移転・開発に係る伴走支援への評価（ループリック評価） ②ガバナンス・コンプライアンス体制の整備状況		① 0 ②支援開始時に測定			①実行団体の80%以上においてポジティブな回答が得られる。 ②全実行団体において規定類等ガバナンス・コンプライアンス体制が整備されている。
実行団体において課題・成果の可視化やそれに基づく広報・ファンドレイジングが強化されている。		①課題・成果発信（データの収集・活用）におけるエビデンスの活用状況（ループリック評価） ②対象地域・団体において生まれた新たな資金の調達状況		①支援開始時に測定 ②0			①実行団体の80%以上においてポジティブな回答が得られる。 ②全実行団体においてファンドレイジングの体制が整備され、寄付・助成金等活動資金の調達が可能でできている、または開始可能な準備ができている。
実行団体が新たなステークホルダーと協力・連携の模索などを進めている。		①実行団体の連携・協力対象の変化		①支援開始時に測定			①実行団体が支援開始時に想定していなかったステークホルダーと連携・協力に向けた議論が行われている。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
事業開0年目（公募～採択） ・案件形成/発掘のための調査、公募、審査、採択、契約など実行団体の選定のための活動 ・支援手法の移転や体制の整備に向けたロードマップ作り（手法の整理・確立、人材の確保、資金の確保）	事業開始～2026年9月末	105/200字
事業1年目（採択後） ・実行団体のターゲット層（受益者、ステークホルダー）の明確化及びそれに基づく戦略の検討・策定 ・支援手法の移転とその活動（主に、支援対象者へのアウトリーチ） ・受益者への支援サービス（日本語学習、技能訓練、相談、居場所、交流等の社会参画等）の実施 ・ロジックモデルの作成	2026年10月～2027年3月末	146/200字
事業2年目 ・実行団体のターゲット受益者に対する支援実績に基づいた支援方法の改善、拡大 ・ステークホルダーへの働きかけ及びステークホルダと連携した支援方法の模索 ・地域/外国人コミュニティ・キーパーソンと連携した活動/イベントの実施 ・支援対象者の課題改善・自助力の変化状況及びステークホルダの課題認識等の調査実施 ・支援実績や得られた知見に基づく制度改良の具体化	2027年4月～2028年3月末	184/200字
事業3年目 ・支援実績に基づいた支援策の改善/拡充、他地域・出身者への活動可能性の模索 ・ステークホルダーとの連携した支援策の具体化/実施、 ・地域の関連団体の支援機能の変化の調査（支援機能の質・量）、支援ネットワークの体系化の検討/調整 ・支援対象者の変化の測定（課題の改善状況、社会関係資本の変化など） ・地域及びターゲット層を中心にした課題の予防・早期改善のためのマニュアルの作成 ・支援実績や事業成果、知見・ノウハウの整理、情報発信、政策提言の策定	2028年4月～2029年2月末	228/200字
		0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
事業0年目（公募～採択） ・事前評価の一環として事業設計の妥当性、重要性の検証のためのデータの収集 ・採択団体の事業計画/資金計画/評価計画の策定支援 ・ガバナンス・コンプライアンス体制整備状況の確認	事業開始～2026年9月末	100/200字
事業1年目（採択後） ・実行団体の事前評価実施支援 ・実行団体の組織基盤強化（主に、評価、ガバナンス・コンプライアンス）のための機会の提供（勉強会、研修、個別対応など） ・国を始め、行政機関との官民連携についての定期的な意見交換の実施 ・対象地域における外国人住民状況や実行団体の活動についての情報発信 ・メディアへの情報提供	2026年10月～2027年3月末	163/200字
事業2年目 ・実行団体の中間評価の計画・実施支援支援 ・対象地域における外国人及び支援リソースに関わる実態把握など調査の実施及び実行団体への共有 ・対象地域における実行団体及びステークホルダーへの働きかけ、両者による意見交換・議論の場の設定 ・国を始め、行政機関との官民連携についての定期的な意見交換の実施 ・実行団体の組織基盤強化（主に、評価、ファンドレイジング）のための機会の提供（勉強会、研修、個別対応など） ・メディアへの情報提供	2027年4月～2028年3月末	219/200字

<p>事業3年目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実行団体の事後間評価の計画・実施支援支援 ・対象地域における実行団体及びステークホルダーへの働きかけ、具体的な連携・実施への支援 ・国を始め、行政機関との官民連携についての定期的な意見交換の実施 ・実行団体の組織基盤強化（主に、評価、ファンドレイジング）のための機会の提供（勉強会、研修、個別対応など） ・事業成果の整理/発信（実行団体やステークホルダーとの共同による公開シンポジウムの開催など） ・メディアへの情報提供 	2028年4月～2029年2月末	217/200字
		0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアへの情報提供（必要に応じて勉強会等も実施）により、メディア側が、在留外国人支援の課題の全体像を理解した上で情報発信したり、実行団体との繋がりを持つきっかけを作る。 ・出口戦略も見据え、国を始めとする公共機関や議員などとの定期的な場を設け、本施策に関わるキーパーソンに対する現場の課題、好事例・失敗事例の共有、実施者との意見交換などを行い、ニーズ・課題に即した予算化・事業化の可能性を高める。 	200/200字
連携・対話戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業はJPFとのコンソーシアム形式で実施。JPFのこれまでの緊急人道支援の経験や企業連携などの成果、ネットワークと連携 ・他の民間団体と助成案件に関する情報交換（重複資金提供の防止、連携による相乗効果など） ・国際交流協会や、社会協議会、主に日本人を対象とした支援・サービス提供団体（子ども、困窮、障がい、就労など）などと連携した既存の公的リソースとの活用方法の模索 	187/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	<p>これまでの民間助成金や業務委託、寄付を活用した組織・事業運営体制を堅持する。一方、寄付金は有事に高額な金額が集まる傾向があったり、政治情勢などによる課題の取り上げ方・取り扱い方に左右される傾向があったりするため、平時からの安定した寄付金の獲得に関しては現在のところ課題がある。この事業を通じ、これまで外国人を対象としてこなかった分野・領域を含む企業連携や行政との連携を模索しつつ、基金や遺贈など新たな寄付金獲得の状況が進展することを目指したい。</p>	222/400字
実行団体	<p>実行団体は、本事業終了後も支援活動を持続可能な形で展開するために、①社会的インパクト評価の実施、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備、資金調達の強化などを通じた組織基盤の強化、②制度の改良や資金調達の新たな領域・分野の開拓による、地域に根差した活動の継続性の確保に取り組む。JCIEおよびJPFは、これらの出口戦略の実現に向けて、実行団体に対し専門的な助言や連携機会の提供を行う。特に、本事業を通じて行政等のステークホルダーが民間支援団体を信頼できる連携先として認識し、実行団体の取り組みに対して具体的な予算化を検討するなど、分野横断的な支援計画の策定が地域で進むことを期待する。</p>	293/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	642/800字
<p>JCIEは、海外の企業や財団等からの資金を得て、仲介役を果たして国内のNPO等に対して助成（伴走支援も一部含む）を行ってきた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災支援のためのプログラム（2011～2017。東日本大震災後のNPO/NGOによる災害援助・復興活動に総計約4億2500万円の助成を実施） ・SeedCap Japan（2004～2011、社会起業家育成支援プログラムとして組織基盤強化を支援するため、総計2,030万円で3か年の継続助成を実施） ・日本興亜おもいやりプログラム（2004～2007、「教育」、「女性」、「アジア諸国との国際交流・協力」日本で生活する外国人児童への学習支援、DV被害者。総計1000万円を助成） ・マイクロソフトNPO支援プログラムへの協力（2003～2007、ITを活用して社会的課題の解決を目指す非営利団体に対する助成。総計9800万円） <p>なお、休眠預金を活用し、外国ルーツ青少年にフォーカスした、2019年度通常枠「外国ルーツ青少年未来創造事業」及び2022年度緊急枠「外国ルーツ青少年の教育スタート支援事業」、2023年度通常枠「外国ルーツ青少年の自立をささえる進路・キャリア支援事業」を実施。外国ルーツ住民の自立支援として、ジャパン・フラット・フォーム（JPF）とのコンソーシアムにより2020年度、2021年度緊急枠を実施し、2022年度通常枠「アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援事業」を実施中である。</p>	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	683/800字
<p>1. 調査研究：JCIEによる国際的な人の移動や外国人コミュニティ、日本の多文化共生・在留外国人実態把握及び政策提言等。「多文化共生と外国人受入れについての自治体アンケート調査」(2014年、2015年、2017年、2020年)、「ドイツにおける移民・難民政策調査プロジェクト」(2016年)、「移住当事者による政策提言プロジェクト」(2017～2019年)、「日本における外国ルーツ青少年の暮らしと進路への認識」(2023年)等等</p> <p>2. 門人材(役職員)：本事業を担当する役職員は、国際的な人の移動や日本における多文化共生にかかわる調査研究、政策提言、政策対話を行ってきただけでなく、当該分野のNGOでの活動、国際交流事業の実施等の経験が豊富であり、それをベースにした幅広いネットワークを有している。</p> <p>3. その他：2019年度通常枠「外国ルーツの青少年未来創造事業」や、2020年度緊急枠「支援が届かない在留外国人等への人道的支援」(JCIE/JPFコンソーシアム)、2021年度緊急枠「在留外国人への緊急支援と持続的な体制構築」(JCIE/JPFコンソーシアム)の実施による休眠預金活用事業における実績、「外国人材の受入れに関する円卓会議」(マルチセクターによる会議体、2018年～)、「共生の未来」(地域における多文化共生・外国人材の受入れのためのプラットフォーム作り、2021年～)、住友商事の「多文化共生社会を目指す教育支援」との提携(2020年～)、国民生活産業・消費者団体連合会との連携による「外国ルーツ青少年未来づくり検討会」の実施(2021年～)など。</p>	

VII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	5～6 団体程度	
(2)実行団体のイメージ	<p>①外国人住民が散在している地域において外国人支援実施経験がある団体(重点地域：北海道、中国・四国、九州・沖縄)</p> <p>②外国人住民が集住する地域に所在し、周辺の散在地域との連携・協力の経験がある団体(重点地域：北関東、東海)</p> <p>③行政などステークホルダーとのネットワーク、協力関係を持つ団体</p> <p>④助成期間終了後の事業の継続が高く見込まれる団体</p>	167/200字
(3)1実行団体当り助成金額	<p>5から6 団体、年600万円から1100万円程度×3年間</p> <p>・複数地域を対象とする団体：2団体×2550万円 ≒ 0.5億円(内訳想定：常勤職員×1、会計職員(会計事務所も想定)×1、事業費、間接費等。1団体850万円/年+想定)</p> <p>・地域に根差した団体：3団体×1800万円 ≒ 0.54億円(内訳想定：非常勤職員×1、会計事務所委託、事業費(交通費等)。1団体600万円/年と想定)</p> <p>・情報発信/オンライン相談など海外への事業実施を含む団体：1団体×3150万円 ≒ 0.31億円 /年程度追加と試算(1団体程度)</p>	257/200字
(4)案件発掘の工夫	<p>設定する対象地域や対象出身国者を支援する活動を行う団体抽出に向けた、団体や個人、民間財団、公共機関への聞き取りを行い、適切な申請団体を募集できるように努める。また平素からの多様な団体との情報交換や関係性などを通じ、支援を必要とする団体の紹介や推薦を得る。</p> <p>当該地域での活動の実現性や実績、困窮者支援の制度への精通した団体に焦点を当て、既存制度制度との連携による出口戦略な度も見据え、効果的な事業を行える団体の確保に努める。</p>	211/200字

IX.事業実施体制

<p>(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等</p>	<p>■メンバー構成 事業担当：4人（内2人はコンソーシアム構成団体） 事務担当：3人（会計等） ■主な役割分担（基本的には協働した取り組み。事務的には役割分担） JCIE:事業管理面主体（審査、プログラムオフィサー、実行団体の事業実施体制のキャパシティビルディング、ステークホルダーへの働きかけ等） JPF:資金管理面主体（実行団体会計確認、実行団体のガバナンスコンプライアンス体制向上支援、ステークホルダーへの働きかけ等）</p>					217/300字													
<p>(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">人数</th> <th colspan="2">内訳</th> <th>他事業との兼務</th> <th>左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">名</td> <td>新規採用人数 (予定も含む)</td> <td>名</td> <td rowspan="2">予定あり(詳細は右記のとおり)</td> <td rowspan="2">①PO1（主な担当者）：外務省委託事業（日独フォーラム）とを兼務する予定があり、休眠預金事業と外務省委託事業との比率は9:1となる見込み。 ②PO2（主にマネジメント業務担当）：本事業には実行団体の評価・連携支援を中心に3割按分を想定</td> </tr> <tr> <td>既存PO人数</td> <td>2</td> </tr> </table>	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	1	名	新規採用人数 (予定も含む)	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	①PO1（主な担当者）：外務省委託事業（日独フォーラム）とを兼務する予定があり、休眠預金事業と外務省委託事業との比率は9:1となる見込み。 ②PO2（主にマネジメント業務担当）：本事業には実行団体の評価・連携支援を中心に3割按分を想定	既存PO人数	2				
人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載														
1	名	新規採用人数 (予定も含む)	名	予定あり(詳細は右記のとおり)	①PO1（主な担当者）：外務省委託事業（日独フォーラム）とを兼務する予定があり、休眠預金事業と外務省委託事業との比率は9:1となる見込み。 ②PO2（主にマネジメント業務担当）：本事業には実行団体の評価・連携支援を中心に3割按分を想定														
		既存PO人数	2																
<p>(3)ガバナンス・コンプライアンス体制</p>	<p>(JCIE) 当団体は、2011年新制度により公益財団法人として認定を受けて以来、公益財団としての体制を継続しており、各種規定類の整備、理事・評議員・監事に基づくガバナンス・コンプライアンス体制を整備、維持している。 (JPF) 当団体は、2005年より認定NPO法人として現在に至るまでその体制を続けており、今回提出した各種規定類整備による形式要件に加え、実態としてもガバナンス・コンプライアンス体制を整備、維持している。</p>					210/200字													
<p>(4)コンソーシアム利用有無</p>	あり																		

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	地域の変化に対応できる支援体制作りー課題発生を予防し、共に暮らす地域に向けてー
	団体名	公益財団法人日本国際交流センター

	助成金
事業費	160,000,000
実行団体への助成	136,000,000
管理的経費	24,000,000
プログラムオフィサー関連経費	24,000,000
評価関連経費	13,399,000
資金分配団体用	7,279,000
実行団体用	6,120,000
合計	197,399,000

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	52,539,788	54,077,588	53,382,624	160,000,000
実行団体への助成		45,650,000	45,650,000	44,700,000	136,000,000
-					
管理的経費	0	6,889,788	8,427,588	8,682,624	24,000,000

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,999,920	4,999,920	4,999,920	14,999,760
その他経費	0	3,000,080	3,000,080	3,000,080	9,000,240

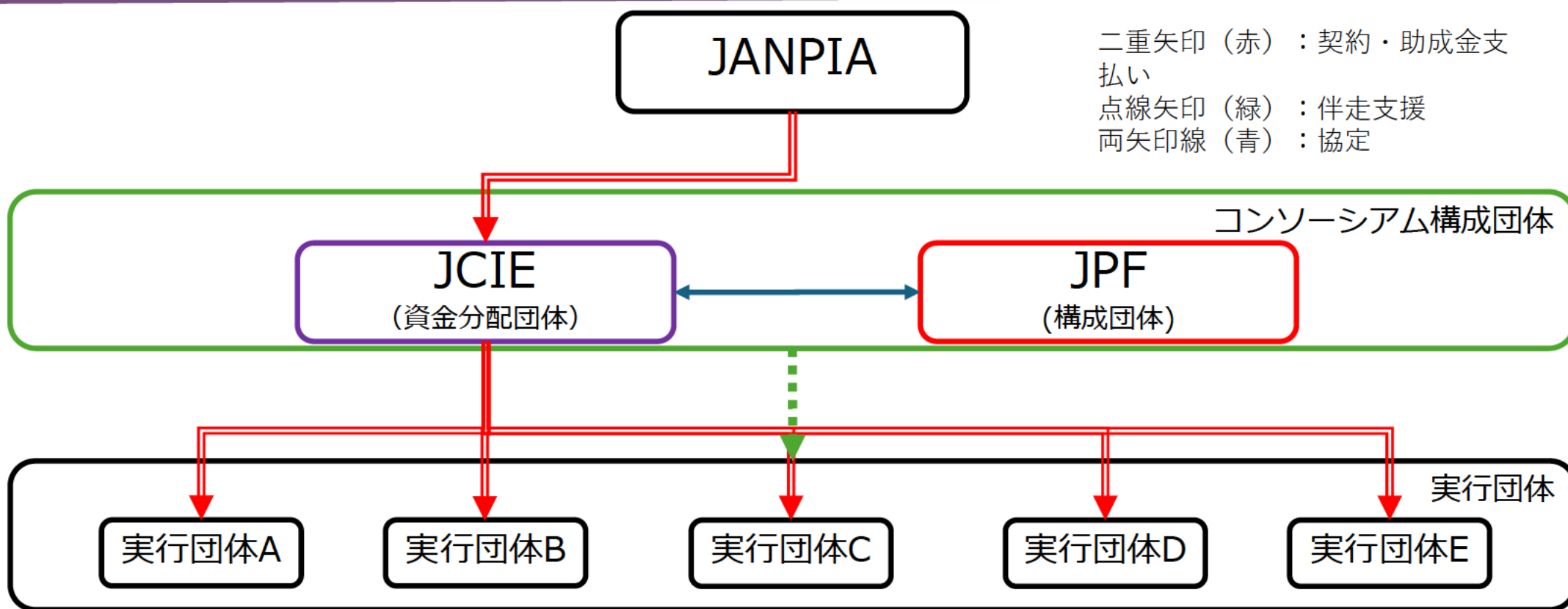
3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,893,100	3,904,100	5,601,800	13,399,000
資金分配団体用	0	1,853,100	1,864,100	3,561,800	7,279,000
実行団体用	0	2,040,000	2,040,000	2,040,000	6,120,000

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	64,432,888	65,981,688	66,984,424	197,399,000

コンソーシアム体制図



伴走支援は、原則共同実施だが、各実行団体の事業進捗面はJCIE、資金管理面はJPFの役割分担をする。

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	公益財団法人日本国際交流センター		
郵便番号	107-0052		
都道府県	東京都		
市区町村	港区		
番地等	赤坂1-1-12明産溜池ビル 7F		
電話番号	03-6277-7811		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://jcie.or.jp/index.html	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/japancenterforinternationalexchange	
		https://www.facebook.com/supportingyouthsofdiverseroots/?locale=ja_JP	
		https://twitter.com/jcie_org	
設立年月日	1967/04/01		
法人格取得年月日	1973/10/09		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カノウ イサオ
	氏名	狩野 功
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	28
理事・取締役数 [人]	13
評議員 [人]	13
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	25
常勤職員・従業員数 [人]	19
有給 [人]	19
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	6
有給 [人]	6
無給 [人]	0

事務局体制の備考	
----------	--

(5)会員

団体会員数 [団体数]	16
団体正会員 [団体数]	16
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	60
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	60
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	2
申請前年度の助成総額 [円]	145,601,286
助成した事業の実績内容	休眠預金等交付金を活用し、ジャパン・プラットフォーム（JPF）とのコンソーシアムにて2022年度通常枠「アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援事業」の2年目事業、2023年度通常枠「外国ルーツ青少年の自立をささえる進路・キャリア支援事業」を実施した。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	<p>国際的な人の移動、日本の多文化共生に係る近年の助成実績のみを記載。</p> <ul style="list-style-type: none">・公益財団法人トヨタ財団『共生の未来』全国連携事業(2022年2月～)・公益財団法人トヨタ財団「越境的移動における情報保障の社会基盤—公正で安定した移住の実現に向けて」(2019年11月～)・公益財団法人トヨタ財団「移住当事者による政策提言：日韓の移住当事者の交流と学びあいを通じて」(2017年11月～2019年10月)・公益財団法人渋沢栄一記念財団「外国人材の受入れに関する円卓会議」の設置(2018年度)・一般財団法人MRAハウス「多文化共生と外国人受け入れについての自治体アンケート調査2017」(2017年10月)・フリードリヒ・エーベルト財団、国際交流基金「ドイツにおける移民・難民政策調査プロジェクト」(2016年)

(12)休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択		外国ルーツ青少年未来創造事業
2	2020年度	コロナ枠	資金分配団体に採択		外国人緊急人道支援事業
3	2021年度	コロナ枠	資金分配団体に採択		在留外国人への緊急支援と持続的な体制構築事業
4	2022年度	コロナ枠	資金分配団体に採択		外国ルーツ青少年の教育スタート支援事業
5	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択		アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援事業
6	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択		外国ルーツ青少年の自立をささえる進路・キャリア支援事業
7	2024年度	活動支援枠	活動支援団体に採択		外国ルーツ支援における地域的・分野的ひろがり応援事業

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム		
郵便番号	102-0083		
都道府県	東京都		
市区町村	千代田区		
番地等	麴町3-6-5麴町GN安田ビル4階		
電話番号	03-6261-4750		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.japanplatform.org/index.html	
	その他のWEBサイト (SNS等)	LINE公式アカウント：lin.ee/37g4hZX	
		Instagram公式アカウント： instagram.com/japanplatform_ngo	
		Facebook公式アカウント：facebook.com/japanplatform	
		X公式アカウント：twitter.com/japanplatform	
設立年月日	2000/08/10		
法人格取得年月日	2001/05/22		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	アキモト ヨシタカ
	氏名	秋元 義孝
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	ウエシマ ヤスヒロ
	氏名	上島 安裕
	役職	代表理事

(3) 役員

役員数 [人]	16
理事・取締役数 [人]	14
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	
常勤職員・従業員数 [人]	31
有給 [人]	31
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	3
無給 [人]	0

事務局体制の備考	
----------	--

(5)会員

団体会員数 [団体数]	143
団体正会員 [団体数]	10
団体その他会員 [団体数]	133
個人会員・ボランティア数	10
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	7
個人その他会員 [人]	3

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-	
決済責任者 氏名/勤務形態		
通帳管理者 氏名/勤務形態		
経理担当者 氏名/勤務形態		

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	180
申請前年度の助成総額 [円]	4,283,630,739
助成した事業の実績内容	<p>JPFは2000年からこれまで、国内外において緊急人道支援として、65以上の国、地域において、総額900億円以上、2,300事業以上の資金提供を行ってきました。</p> <p>日本国内においては、主に民間資金（寄付金）を活用し、下記の通りとなっております。</p> <ul style="list-style-type: none">・2011年～：東日本大震災被災者支援 民間から70億円以上寄せられた寄付を緊急人道支援のほか、地元主体の復興の支援を実施（継続中）・2016年～：熊本地震被災者支援 民間から5億円を超える寄付をいただき、発災直後から、災害弱者やジェンダーに配慮した支援活動を実施。2018年からは地元の地域力強化の実施。・2018年～：西日本豪雨被災者支援 民間から6億円を超える寄付をいただき、広域な被災地に対して、各地域の市民団体や行政、社会福祉協議会などと連携して支援活動を実施。・近年：令和元年台風被災者支援、2020年7月豪雨、2021年豪雨被災者支援、令和6年能登半島地震など対応。・休眠預金の活用：<ul style="list-style-type: none">■被災地域支援：①令和元年台風被災者支援（2019年度通常枠）、②2023年度国内災害支援（2020年度通常枠緊急出動）、③令和6年国内災害支援（2021年度通常枠緊急出動）■防災減災事業：④⑤⑥災害支援事業（防災減災事業、2020年度、2021年度、2024年度通所枠）■その他の支援：⑦⑧⑨新型コロナウイルス対応緊急支援（国内生活困窮者食料等支援（2020年度）、在留外国人支援（2020年度、2021年度））■在留外国人支援：⑩アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援（2022年通常枠、コンソーシアム）■活動支援団体枠（2023年度）

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	休眠預金、政府補助金（外務省、復興庁）

(12)休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

番号	対象		申請	左記で実行団体・支援対象団体として申請中・申請予定又は採択された場合	
	年度	事業	種別・状況	申請中・申請予定又は採択された資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された事業名
1	2019年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	質の高い継続的な被災地支援（台風15・19号被災地支援プログラム対応含）
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	コロナ・災害状態の中の新しい災害対応準備
3	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	感染症下の災害で脆弱層支援を実現する活動
4	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	経済的困窮層の食と生活支援のアクセス確保
5	2020年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	支援が届かない在留外国人等への人道的支援
6	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	発災から復興期を見据えた食料支援体制構築
7	2021年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	災害時食支援ラストワンマイルへの到達事業
8	2021年度	コロナ等対応支援	資金分配団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	在留外国人への緊急支援と持続的な体制構築
9	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	公益財団法人日本国際交流センター	アウトリーチ手法による外国ルーツ住民の自立支援
10	2023年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	支援から取り残される被災者への支援体制強化
11	2023年度	通常枠	活動支援団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	災害に対応できる民間支援団体の増加と基盤強化事業
12	2024年度	通常枠	資金分配団体に採択	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム	発災時の被災者の食を支える災害対応準備事業
12					

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	在留外国人の生活課題を低減する取り組み
団体名:	公益財団法人日本国際交流センター(JCIE)
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

〈注意事項〉
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第21条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第22条1項
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第22条2項
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第23条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第26条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第26条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第26条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第32条5項
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第32条6項
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第44条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第45条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第43条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第44条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第43条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第48条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第51条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第48条
● 理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第33条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第34条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第37条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第3条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規定	第3条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規定	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規定	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規定	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規定	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	就業規則	第3章
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規定	第8条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	情報管理基本方針	第2条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	休眠預金の活用対象事業における利益相反防止に関する規定	第3条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	休眠預金の活用対象事業における利益相反防止に関する規定	第4条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	休眠預金の活用対象事業における利益相反防止に関する規定	第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第3条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規定	第8条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第11条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	第3条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	第5条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第9条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規定	第4条、第5条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第5条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条、第7条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	会計処理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	会計処理規程	第2条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	会計処理規程	第8条、第9条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	会計処理規程	第6条

(5) 金銭の出納保管	公募申請時に提出	会計処理規程	第15条
(6) 収支予算	公募申請時に提出	会計処理規程	第11条
(7) 決算	公募申請時に提出	会計処理規程	第21条

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	
団体名:	特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で審約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	記入完了	記入完了
------	------	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第24条1.2.
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条、第25条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条1.2
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第23条1
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第28条3
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第14条2
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第14条3
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第24条3
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条、第25条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条3
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第23条2
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第28条3
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第15条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条4項
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款、役員報酬規程	定款第19条 役員報酬規程第2条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款、役員報酬規程	定款第19条3 役員報酬規程第2条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程	第3条、第4条、第9条、第7条、第5条、第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程	第3条 第5条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント等の防止に関する規程	第1～5条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	情報公開規程	第1条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	就業規則 特定個人情報等に関する取扱規程	第21条2
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程 倫理・行動準則	第6条、第7条、及び別紙第5条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うに当たり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 コンプライアンス規程	第6条、第7条 第5条
(2) 自己申告 「役員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反防止のための規程 就業規則 利益相反申告書	第3条、第4条、第5条、 第6条、第7条、及び別表 第15条、第79条(キ)
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員会規程	第4条 第2条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス委員会規程	第2条、第3条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程 コンプライアンス委員会規程	第6条、第7条 第3条、第6条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報制度に関する規程	第3条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報制度に関する規程	第3条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款 業務分掌及び職務権限規程	第47条、第48条 第6条、別表1
(2) 職制		公募申請時に提出	業務分掌及び職務権限規程	第7条、第14条、別紙2
(3) 職責		公募申請時に提出	業務分掌及び職務権限規程	第7条、第14条、別紙2
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	稟議規程	第11条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第11条、第20条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第4条、第7条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	稟議規程	第11条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第6条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第7条「文書保存年限一覧表」
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第5条、別表1、様式1
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条、第7条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条、第16条～第24条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第9条、第19条、第20条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程、経理規程細則[別紙]	第13条、第14条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第21条、第22条、第23条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第41条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第45条

公益財団法人日本国際交流センター

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本国際交流センター(英文名 Japan Center for International Exchange 略称 JCIE)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、グローバル化と多文化が進む現代社会において、国際関係や地球的課題、政治・経済・社会などの幅広い政策課題、および公益の担い手としての民間非営利セクターの強化をめぐり、日本と諸外国の多様なセクターの指導者等の相互理解と協力関係を促進し、もって国際社会の平和と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) (日本の対外関係の強化と地球的課題への貢献)

日本の対外関係を維持・強化し、また、人間の安全保障の視点に立った地球的課題の解決やこの分野における日本の国際貢献を促進するため、政策研究・対話、政策提言、国際交流、寄附活動等の国際貢献の推進、情報発信、ネットワーク構築を行う事業

(2) (日本の国際化とシビル・ソサエティの推進)

日本の国際化および国内外のシビル・ソサエティやフィランソピー活動を推進するため、研

究・対話、国際交流、助成・表彰事業への協力、情報発信を、国内外の NPO・NGO、財団、企業、政府機関等と連携して行う事業

(3) (議会関係者による交流の推進)

国際相互理解と協力関係の強化のため、政治、経済、社会、地球的課題などの国際関係や国内課題について、日本と諸外国の超党派の政治家や議会関係者の政策対話と交流を行う事業

(4) その他前条の目的を達成するのに必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規 律)

第 6 条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第 3 条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 7 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その一定額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第 8 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の

決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第 9 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 項の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 12 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第 13 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 14 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員及び評議員会

第 1 節 評議員

(定数)

第 15 条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(選任等)

第 16 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、一般社団・財団法人法と称する)179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人

3 評議員会議長は、その都度出席評議員の互選により選定する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

5 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(権 限)

第 17 条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任 期)

第 18 条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議

員の任期の満了までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 19 条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第 20 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事および監事の報酬等の支給の基準
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第 22 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 23 条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 24 条 評議員会の議長は、評議員会の議事を整理する。

(定足数)

第 25 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 26 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 27 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 28 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長、会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名及び出席した理事長がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 30 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 31 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 2 名以内を代表理事とし、さらに2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 32 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事会は、その決議によって、前項で選定された代表理事より理事長 1 名を選定する。なお、前項で選定された代表理事が 2 名の場合、その 2 名より理事長および専務理事を選定する。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長及び専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行し、業務執行を担当する理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、専務理事が、専務理事に事故あるとき又は欠けた時は、業務執行を担当する理事がその業務執行に係る職務を代行する。

3 理事長、専務理事及び業務執行を担当する理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

3 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

4 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

5 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

6 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

7 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

8 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第31条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第37条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 常勤理事以外の理事および監事については、理事会出席の都度評議員会にて定める支給の基準に従って報酬等を支給することができる。

3 役員がその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 前3項に関し必要な事項は別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第38条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、第52条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 39 条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(会 長および顧 問)

第 40 条 この法人に会長1名および顧問若干名を置くことができる。

2 会長および顧問は、有識者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 会長および顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(会長および顧問の職務)

第 41 条 会長および顧問は、理事長に対し、意見を述べることができる。

第 6 章 理事会

(構 成)

第 42 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第 43 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第39条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 44 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第34条第5項の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 45 条 理事会は、理事長が招集する。

(議 長)

第 46 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 47 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 48 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 49 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 50 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 51 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 52 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 7 章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

第 8 章 会 員

(会 員)

第 54 条 この法人の目的に賛同し、その活動を支援する法人または個人を会員とする。

2 会員は、次の3種類とする。

(1) 法人会員

(2) 個人会員 (JCIEパートナー)

(3) 個人会員 (JCIEフレンズ)

3 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 55 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 16 条についても適用する。

(解 散)

第 56 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 57 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 58 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公 告

(公 告)

第 59 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 補 則

(委 任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106 条第1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

太田達男 小島 明 渋沢 健 千野境子 野村吉三郎 福川伸次
グレン・S・フクシマ 堀内光子 目加田説子 薬師寺泰蔵

4 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 入山 映 大河原良雄 勝又英子 小林陽太郎 島田京子 榎原 稔 山本 正
監事 星 久人 本田 敬吉

5 この法人の最初の代表理事は山本 正、業務執行理事は勝又英子とする。

定款

特定非営利活動法人

ジャパン・プラットフォーム

特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォームと称する。英文では、**Japan Platform** と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を宮城県仙台市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ジャパン・プラットフォームに関与する NGO、政府機関、企業、メディア及び研究機関等が有している人材、資金及び知識や経験を互いに活用することにより、日本の NGO を中心とした援助活動の質的向上を図り、国内外で起こる自然災害の被災地域、紛争地域及び途上国における援助活動を積極的に行い、その活動を通じて国際社会の一員として平和な社会づくりに貢献することを目的とする。また、この法人は、その活動を通じて日本の市民社会のさらなる発展に寄与することを望む。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として以下の事業を行う。

- (1) 援助活動に従事する NGO 等に対する助成等の支援
- (2) 援助活動の企画立案、実施、評価・モニタリング、連絡調整及び関連団体・国際機関等との連携協力、並びに援助活動を行う NGO の組織強化・人材育成
- (3) 前2号に関しての調査研究・政策提言活動、普及啓発・広報活動及び他の企業・団体等と連携した支援者の開拓
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とする）上の社員とする。

- (1) 正会員

- この法人の目的に賛同して入会し、正会員会費を支払った団体及び個人
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、年会費並びに寄付をもって活動を資金面で支援する団体及び個人
 - (3) 名誉会員
この法人の発展に対して、特別の貢献が認められた団体及び個人

(入会)

- 第7条 この法人の正会員となろうとする団体は、所定の書式に次の書類を添えて、代表理事に入会を申し込むものとする。
- (1) 団体の定款等
 - (2) 役職員等の名簿
 - (3) 団体が発行する広報パンフレット類及び機関誌等
 - (4) 直近2年の事業報告書及び収支計算書
- 2 この法人の正会員になろうとする個人は、所定の書式により、代表理事に入会を申し込むものとする。
- 3 代表理事は第1項又は第2項の申し込みがあったとき、理事会にこれを諮り承認を得た上で、これを拒否する正当な理由のない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は第1項又は第2項のものを入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

- 第8条 会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
 - (3) 会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもそれに応じないとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退会)

- 第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により、これを除名することができる。
- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

- 第12条 すでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上、25人以下
 - (2) 監事 1人以上、3人以下
- 2 理事のうち若干名を代表理事及び副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事は、次により決定する。

- (1) 総会において理事候補者を選出し、理事会において選任する。
 - (2) 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。
- 3 役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下でなければならない。
- (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と特殊の関係のある者
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、総会において選任する。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の過半数の議決に

よりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項及び第23条の第1項第3号の規定にかかわらず、役員が法第47条第1号に規定する欠格事由に該当すると認められるときは、理事会の議決により、これを解任できる。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、顧問として若干名を置くことができる。

2 代表理事は、理事会の同意を得て、有識者を顧問として委嘱することができる。

3 顧問は、必要と認める事項について代表理事に助言し、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(会議の種別)

第21条 この法人の会議は、総会、理事会及び常任委員会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会及び理事会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(総会及び理事会の権能)

第23条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 監事の選任、職務及び報酬

(2) 理事候補の選出

(3) 役員の解任

(4) 定款の変更

(5) 合併

(6) 解散

(7) 解散における残余財産の帰属先

(8) 理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(9) その他、この法人の運営に関する重要事項

2 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び活動予算の承認

(2) 事業報告及び活動決算の承認

(3) 理事の選任、職務及び報酬

(4) 会費の額

(5) 事務局の組織及び運営に関する重要事項

(6) 長期借入金の借入れ

- (7) 総会に付すべき事項
- (8) その他、この法人の運営に関する必要な事項

(総会及び理事会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定により、招集するとき。
- 3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会及び理事会の招集)

第25条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、開会日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。
- 5 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、原則として開会日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(総会及び理事会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

- 2 理事会の議長は、代表理事または代表理事が指名したものが行う。

(総会及び理事会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

- 2 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

(総会及び理事会の議決)

第28条 総会及び理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会又は理事会における議決事項は、第25条第4項又は第5項の規定により、あらかじめ通知された事項とする。ただし、理事会において、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、その限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。
- 4 第24条第3項、第25条第1項、第3項及び第5項並びに本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、代表理事又は3分の1以上の理事が理事会の目的である事項について緊急を要するものとして提案した場合には、理事の過半数（第3項で表決権を有しない者を除く。）が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたときには、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(総会及び理事会の書面表決等)

- 第 29 条 各正会員及び各理事の表決権は平等なるものとする。
- 2 総会又は理事会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリ若しくは電磁的方法、又は代理人をもって表決権を行使することができる。
 - 3 前項の代理人は、別に定める代理権を証する書面を、会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 4 第 2 項の規定により表決権を行使する構成員は、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会及び理事会の議事録)

- 第 30 条 総会又は理事会の議決については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者等は、その数を記載する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会又は理事会において選任された議事録署名人 2 人が、記名押印、又は署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、第 28 条第 4 項による議決については、次の事項を記載した議事録を作成し、議事録署名人として代表理事が記名押印、又は署名しなければならない。
- (1) 決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 提案した理事の氏名
 - (3) 提案に同意した理事の氏名
 - (4) 議決があったとみなされた日
 - (5) 議事録の作成にかかる職務を行った代表理事の氏名

(常任委員会)

- 第 31 条 この法人に、迅速で円滑な事業執行を目的とした常任委員会を設置することができる。常任委員会は、この定款の定め及び理事会の議決を経て別に定める常任委員会規約に基づき運営する。
- 2 常任委員会は、代表理事及び理事会の議決により選任された常任委員並びに事務局長をもって構成する。
 - 3 常任委員会は、この定款で別に定める事項のほか、理事会から委任された以下の事項を議決する。議決した事項は理事会に報告し、承認を得るものとする。
 - (1) 事業及び運営についての構想及び計画に関する事項
 - (2) 理事会の議決した事項の実施及び予算執行に関する事項
 - (3) 助成等の対象資格の枠組みに関する事項
 - (4) 紛争及び災害発生時等における緊急対応時の基本方針に関する事項
 - (5) 事務局の組織及び運営に関する事項
 - (6) その他、理事会の議決を要しない常務及び理事会から個別委任された事項

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 32 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品

- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(管理)

第33条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会が別に定める。

(会計の原則)

第34条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第36条 この法人の事業計画及び活動予算は、代表理事が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、直近の通常総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第37条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第38条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び変更)

第39条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、代表理事は、既定予算の追加又は変更をすることができる。

- 2 代表理事は、前項の追加又は変更を行ったときは、直近の理事会でこれを報告し、承認を受けるものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録及び貸借対照表は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後3ヶ月以内に理事会の承認を経て、通常総会に報告しなければならない。

- 2 決算上余剰が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。

(解散)

第42条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 法第43条の規定による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選定)

第43条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)の際有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された、この法人と同様の目的を持つ特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

(合併)

第45条 この法人は総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によりホームページに掲載できない場合並びに法第31条の10第1項及び法第31条の12第1項の公告については、官報に掲載して行う。

第7章 雑則

(事務局)

第47条 この法人は事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局長は理事会が選任する。
- 3 事務局長は事務局を統括し、理事を補佐して法人の実務を司る。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会又は常任委員会の議決を経て代表理事が別に定める。

(その他の委員会)

第48条 第31条に規定する常任委員会のほか、この法人の運営に必要な場合は、理事会の議決により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

(実施細則)

第49条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

- 2 この法人の設立当初の役員は第13条の規定に関わらず、次に掲げる者とする。
代表理事 大西健丞
副代表理事 市川斉、木山啓子、峯野龍弘
理事 阿曾村邦昭、小野了代、粉川直樹、越田清和、鶴田厚子、吹浦忠正、本田徹
監事 高瀬一使徒、石井宏明
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は第35条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2002年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、第36条の規定にかかわらず、第2回理事会の定めるところによる。
- 6 第8条の規定にかかわらず、設立当初の会費は以下の通りとする。
(1) 正会員 年額1口 50,000円
(2) 賛助会員 年額1口 30,000円
(3) 名誉会員 特に定めなし
- 7 この定款は、2008年11月12日から施行する。(第13条理事の定数)
- 8 この定款は、2012年度第1回総会の議決により改正し、2012年11月7日から施行する。
- 9 この定款は、2013年度第1回総会の議決により改正し、2013年5月30日から施行する。
- 10 この定款は、2013年度第2回総会の議決により改正し、2014年2月4日から施行する。
- 11 この定款は、2016年度第3回総会の議決により改正し、2017年2月20日から施行する。
- 12 この定款は、2017年度第1回総会の議決により改正し、2017年5月31日から施行する。
- 13 この定款は、2017年度第1回総会の議決により改正し、2017年11月6日から施行する。
- 14 この定款は、2019年度第3回総会の議決により改正し、2020年1月14日から施行する。
- 15 この定款は、2021年度第2回総会の議決により改正し、2021年5月31日から施行する。
- 16 この定款は、2021年度第2回総会の議決により改正し、2021年10月18日から施行する。